

令和元年第10回小金井市教育委員会定例会議事日程

令和元年10月7日(月)

午後1時30分開会

第二庁舎8階 801会議室

日程	議 題	
第1		会議録署名委員の指名
第2	代処第15号	小金井市公民館企画実行委員の解嘱に関する代理処理について
第3	代処第16号	小金井市公民館運営審議会委員の委嘱に関する代理処理について
第4	議案第14号	小金井市図書館協議会委員の委嘱について
第5	協議第3号	教育委員会教育目標の改定について
第6	報 告 事 項	1 中学校第2学年の山の移動教室について
		2 小金井市貫井北センター事業運営委託(図書館)及び小金井市東センター事業運営委託(図書館)に係る評価報告書について
		3 小金井市貫井北センター事業運営委託(公民館)及び小金井市東センター事業運営委託(公民館)に係る評価報告書について
		4 その他
		5 今後の日程
第7	代処第17号	職員の退職に関する代理処理について
第8	代処第18号	職員の人事異動に関する代理処理について
第9	代処第19号	職員の人事異動に関する代理処理について
第10	代処第20号	職員の分限処分に関する代理処理について

代処第16号

小金井市公民館運営審議会委員の委嘱に関する代理処理について

このことについて、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により別紙のとおり代理処理したので、同条第2項の規定に基づきその承認を求める。

なお、本案件は第35期小金井市公民館運営審議会委員の委嘱手続きを行う必要が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、別紙のとおり代理処理したものである。

令和元年10月7日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅士

代理処理書

小金井市公民館条例（昭和43条例第15号）第16条に規定する公民館運営審議会委員の委嘱手続きを行う必要が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により、下記のとおり代理処理する。

令和元年9月18日

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅 士

記

1 被委嘱者氏名
嗟峨山 康夫

2 任期
令和元年9月18日から令和3年9月8日まで

小金井市公民館運営審議会委員候補者名簿（第35期）

任期 自：令和元年9月18日

至：令和3年9月8日

氏名	所属・推薦団体	委員歴	摘要
さがやま やすお 嗟峨山 康夫	公募委員	新規	市 民

代処第15号

小金井市公民館企画実行委員の解嘱に関する代理処理について

このことについて、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により別紙のとおり代理処理したので、同条第2項の規定に基づきその承認を求める。

なお、本案件は小金井市公民館企画実行委員の解嘱手続きを行う必要が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、別紙のとおり代理処理したものである。

令和元年10月7日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊雅士

(写)

代理処理書

小金井市公民館条例（昭和43条例第15号）第21条に規定する公民館企画実行委員の解嘱手続きを行う必要が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により、下記のとおり代理処理する。

令和元年8月30日

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅 士

記

1 被解嘱者氏名

小野 敬之

2 解嘱日

令和元年8月31日

代処第15号資料

小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年10月16日教育委員会規則第6号）抜粋

（代理処理）

第4条 委員会が処理する事項で特に緊急を要するため委員会の会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、教育長が代って処理することができる。

2 前項により教育長が処理した事項は、その後最も近く開かれる委員会において報告しなければならない。

小金井市公民館条例（昭和43年4月1日条例第15号）抜粋

（企画実行委員の設置）

第21条 公民館に公民館の行う各種事業の専門的な事項を調査研究並びに企画実施に当たるため、青少年教育、成人教育、文化活動及び視聴覚ライブラリーの公民館企画実行委員（以下「実行委員」という。）を設けることができる。

（実行委員の委嘱）

第22条 実行委員は、各種団体又は審議会の推薦に基づき教育委員会が委嘱する。

（実行委員の任期）

第23条 実行委員の任期は、2年とし、公職等により委嘱された実行委員はその任期とする。

小金井市公民館企画実行委員選出要綱（平成4年5月13日制定）抜粋

（実行委員の区分及び委嘱人数）

第2条 委嘱する実行委員の定数は30人以内とし、区分ごとの人数は、次の表に定めるとおりとする。ただし、実行委員が任期途中で退任した場合は、必要に応じて補充できるものとし、その補充する実行委員の任期は、前任者の残任期間とする。

区分	人数
本館所属実行委員	6人以内

貫井南分館所属実行委員	6人以内
東分館所属実行委員	6人以内
緑分館所属実行委員	6人以内
貫井北分館所属実行委員	6人以内

議案第14号

小金井市図書館協議会委員の委嘱について

小金井市図書館協議会条例第3条に定める小金井市図書館協議会委員（第16期）を別紙のとおり委嘱する。

令和元年10月7日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅 士

（提案理由）

小金井市図書館協議会委員が、令和元年10月31日をもって任期満了となるので、新たに委員を委嘱するため、本案を提出するものであります。

別紙

小金井市図書館協議会委員候補者名簿（第16期）

任期 自：令和元年11月 1日

至：令和3年10月31日

氏名	所属・推薦団体等	委員歴	摘要
もりかわ 森川 寛 <small>もりかわ きよひろ</small>	小金井市立小中学校長会 (緑中学校校長)	1期	1号委員 学校の代表者
かもした 鴨下 万亀子 <small>かもした まきこ</small>	小金井市子ども文庫サークル連絡 会	2期	2号委員 社会教育関係団体の 代表者
すわ 諏訪 啓二郎 <small>すわ けいじろう</small>	小金井市社会教育委員の会議	新規	3号委員 社会教育委員
おおくぼ 大久保 智絵 <small>おおくぼ ちえ</small>	小金井市立小中学校PTA連合会	新規	4号委員 家庭教育の向上に資する 活動を行う者
おおくし 大串 夏身 <small>おおくし なつみ</small>	昭和女子大学名誉教授	新規	5号委員 学識経験者
はやし 林 聖子 <small>はやし せいこ</small>	亜細亜大学	新規	5号委員 学識経験者
よしだ 吉田 和夫 <small>よしだ かずお</small>	玉川大学 教師教育リサーチセン ター	2期	5号委員 学識経験者
さかの 坂野 勝一 <small>さかの しょういち</small>	公募市民	2期	6号委員 市民公募
おおつか 大塚 奈奈絵 <small>おおつか ななえ</small>	公募市民	新規	6号委員 市民公募
おぎぞ 小木曾 美弥子 <small>おぎぞ みやこ</small>	公募市民	新規	6号委員 市民公募

議案第14号資料1

小金井市図書館協議会（第16期）概要

- 1 定 員 10人
- 2 任 期 2年（令和元年11月1日～令和3年10月31日）
- 3 男女別数 男性 5人（50%） 女性 5人（50%）
- 4 平均年齢 全体平均 64歳（男性67歳・女性62歳）
最高年齢 73歳（女性） 最低年齢 52歳（女性）
- 5 再 任 等 再任者 4人（40%） 新任者 6人（60%）
- 6 選任基準 小金井市図書館協議会条例
小金井市図書館協議会委員候補者選出要綱

議案第14号資料2

○小金井市図書館協議会条例

平成元年3月4日条例第3号

改正

平成17年3月2日条例第7号

平成23年9月22日条例第16号

小金井市図書館協議会条例

(設置)

第1条 小金井市立図書館（以下「図書館」という。）の適正な運営を図るため、図書館法（昭和25年法律第118号）第14条の規定に基づき、小金井市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、図書館の運営に関し小金井市立図書館長（以下「館長」という。）の諮問に応じる。

2 協議会は、図書館の行う図書館奉仕について館長に対して意見を述べることができる。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者で、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 市内に設置された学校が推薦した学校の代表者 1人以内
- (2) 市内の社会教育関係団体が推薦した団体の代表者 1人以内
- (3) 社会教育委員 1人以内
- (4) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 1人以内
- (5) 学識経験者 3人以内
- (6) 市民 3人以内

2 前項第6号の委員は、公募によるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として連続して3期を超えてはならない。

2 委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、会長が務める。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、図書館において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「	社会教育委員	日額	7,600円」
---	--------	----	---------

を

「	社会教育委員	日額	7,600円	
	図書館協議会	会長	日額	8,400円
		委員	日額	7,600円」

に改める。

付 則（平成17年3月2日条例第7号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条の規定は、平成17年11月1日以降に委嘱する委員の組織から適用する。この場合において、改正後の第4条第1項の規定は、この条例の施行の際現に委員に委嘱されている者の平成13年11月1日以降の任期についても通算して適用する。

付 則 (平成23年9月22日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の小金井市図書館協議会条例の規定は、この条例の施行の日以後に委嘱する委員の組織から適用する。

(準備行為)

- 3 前項に規定する委嘱に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

○小金井市図書館協議会委員候補者選出要綱

平成11年4月13日制定

改正

平成13年9月1日

平成17年7月12日

平成19年4月1日

平成21年4月1日

平成23年11月1日

平成24年12月4日

小金井市図書館協議会委員候補者選出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、図書館法（昭和25年法律第118号）第15条及び小金井市図書館協議会条例（平成元年条例第3号）第3条の規定に基づき、小金井市図書館協議会委員候補者（以下「候補者」という。）の選出について、必要な事項を定めることを目的とする。

(選出基準)

第2条 候補者の選出は、次の各号に基づき行うものとする。

- (1) 市内に設置された学校が推薦した学校の代表者 1人以内
- (2) 市内の社会教育関係団体が推薦した団体の代表者 1人以内
- (3) 社会教育委員 1人以内
- (4) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 1人以内
- (5) 学識経験者 3人以内
- (6) 市民 3人以内

(推薦依頼方法)

第3条 候補者の推薦依頼方法は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 学校の代表者 小金井市立小中学校長会に対し、候補者の推薦を依頼する。
- (2) 社会教育関係団体の代表者 当該年度の小金井市社会教育関係団体の内、青少年育成館関係団体、女性問題関係団体、福祉・ボランティア・環境関係団体、及び学習・研究等各種団体に対し、候補者の推薦を依頼する。

(3) 社会教育委員 社会教育委員の会議に対し、候補者の推薦を依頼する。

(4) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 小金井市立小中学校PTA連合会等に対し、候補者の推薦を依頼する。

(選出方法)

第4条 前条に基づき推薦があった候補者及び第2条第5号に規定する学識経験者3人以内は学者等を含め、小金井市図書館協議会委員候補者選考会議（以下「選考会議」という。）に諮り決定するものとする。

(公募委員)

第5条 第2条第6号の委員は、公募によるものとし、選考方法については別に定める。

(補欠委員)

第6条 補欠委員は、前任者の残任期間が選出、選考期間を除いて1年以上ある場合に限り置くことができる。ただし、第2条第1号から第4号までに規定する委員の補欠委員を置く場合は、この限りでない。

(選考会議)

第7条 選考会議は、教育長、生涯学習部長、学校教育部長、生涯学習課長、図書館長及び公民館長をもって構成する。

(委任)

第8条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成11年4月13日から施行する。

付 則（平成13年9月1日）

この要綱は、平成13年9月1日から施行する。

付 則（平成17年7月12日）

この要綱は、平成17年7月12日から施行し、この要綱による改正後の小金井市図書館協議会委員候補者選出要綱の規定は、平成17年11月1日以降に委嘱する委員の選出から適用する。

付 則（平成19年4月1日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成21年4月1日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成23年11月1日）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の小金井市図書館協議会委員候補者選出要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に委嘱する委員の選出から適用する。

(準備行為)

- 3 前項に規定する委嘱に必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則 (平成24年12月4日)

この要綱は、平成24年12月4日から施行する。

協議第3号

教育委員会教育目標の改定について

小金井市教育委員会の教育目標の改定について協議を求める。

令和元年10月7日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅士

(提案理由)

小金井市教育委員会の教育目標の改定に当たり、本案について協議を求めるもの
あります。

小金井市教育委員会の教育目標に関する校長からの改正案、意見等について

【現行の教育目標】(次の4つの段落で分類しました)

- ア 小金井市教育委員会は、子供たちが幅広い知識と教養を身に付けるとともに、道徳心にあふれ、健康で人間性豊かに成長することを願う
- イ ○ 自他の生命と人格を尊重し、礼儀正しく思いやりのある人
○ 社会のルールを身に付け、社会貢献に努める人
○ 自ら学び考え続ける、個性と創造力豊かな人
の育成に向けた教育を推進する。
- ウ また、すべての市民が生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合い、互いに高め合うことを目指していく。
- エ そして、家庭、学校及び地域のそれぞれが役割と責任を果たしながら、相互の連携と協力による教育を推進する。

1 【アの改定案】

- ① 「小金井市教育委員会は、子供たちが幅広い知性と確かな自尊心、活発な好奇心を身に付けるとともに、豊かな道徳性を持ち、心身共に健康で人間性豊かな市民として成熟していくことを願う」
- ② 「小金井市教育委員会は、社会の変化と向き合いながら、未来を担う子供たちに知識と教養を身に付け、自ら課題を発見し、他者と協働してその解決を図り、新しい価値を創造する力を育成する。そのために、」

2 【イの改定案】

- ① コミュニティとしての地域社会があることが小金井市の強みであり、保護者を含む地域の方々が学校を支えているというよさがあります。人物像に「地域を支える人」を追加する。
- ② 「○ 自他の生命と人格、多様な文化を尊重し、寛容で思いやりのある人
○ 社会のルールを身に付け、社会の維持・発展に努める人
○ 自ら学び問題を解決していく、個性と創造力豊かな人
の育成に向けた教育を推進する。」
- ② 「自ら学び考え続ける」⇒「自ら学び、自ら考え続ける」
- ③ 「自他の生命と人格」⇒「自他の生命と人権」

- ④ グローバルに生きていくことを意識して、3つ目の項目の先頭に「世界に目を向けて、」を追加する。
- ⑤ 4つ目の項目に「健康の大切さを理解し、心身ともにたくましく生きる人」を新設する。
- ⑥ 「○ 思いやりをもって、自他の生命と人格を尊重できる人
○ 社会のルールを忘れず、社会貢献に努める人
○ 自ら学び考え続ける、個性と創造力豊かな人の育成に向けた教育を推進する。」
- ⑦ 知徳体のバランスを見たとき、体の要素が不十分である。「○ 健康で充実した生活を送るための力を身に付け、たくましく生きるために必要な体力の保持増進に努める人」を追加する。

3 【ウの改定案】

- ① 「また、すべての市民が生涯を通じ、あらゆる場で学び、互いに支え合い高め合うことによって、自らの成熟を目指していく。」
- ② ウとエを統合して、「また、すべての市民が生涯を通じて支え合い、互いに高め合うことを目指していく為に、家庭、学校及び地域で役割と責任を果たす意識を育成する。」

4 【エの改定案】

- ① 相互の連携と協力による ⇒ 相互の連携と協力により、持続可能な社会の創り手となる教育を推進する。
- ② 「心豊かに生活できる地域社会の創出」という文言を入れる。
- ③ 「そして、家庭、学校及び地域相互の連携と協力による教育を推進し、学びの共同体としての小金井市の実現を図る。」
- ④ 「協力」 ⇒ 「協働」

5 【その他の意見】

- ① 現状のままでよい。
- ② 一般に幅広い知識と教養は大人が身に付けるべきものであり、子供たちにそこまで求めるものなのか難しい。
- ③ 世界に目を向けられるような文言を入れる。
- ④ 教養の定義を決める。
- ⑤ 現在にプラスとして、地域の一員、地域との協働、国際感覚、国際的視野等の内容を加える。

教育委員会の今後の日程

令和元年10月7日

会 議 名	日 時	場 所	出 席 者
令和元年 第11回教育委員会定例会	10月29日(火) 午後1時30分	前原暫定集会施設 A会議室	全委員
東小学校 創立60周年記念式典	11月1日(金) 午後1時30分	東小学校	全委員
令和元年 第12回教育委員会定例会	12月10日(火) 午後1時30分	本庁舎3階 第一会議室	全委員